

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成30年4月19日(2018.4.19)

【公表番号】特表2017-512175(P2017-512175A)

【公表日】平成29年5月18日(2017.5.18)

【年通号数】公開・登録公報2017-018

【出願番号】特願2016-555983(P2016-555983)

【国際特許分類】

C 03 C 27/12 (2006.01)

C 03 C 21/00 (2006.01)

B 60 J 1/00 (2006.01)

【F I】

C 03 C 27/12 Z

C 03 C 21/00 101

B 60 J 1/00 H

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月2日(2018.3.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ガラス積層構造体において、

非強化外側ガラス板、

強化内側ガラス板、および

前記外側ガラス板と前記内側ガラス板との中間にある少なくとも1つの高分子中間層、を備え、

前記内側ガラス板の厚さが、約0.3mmから約1.5mmに及び、

前記外側ガラス板の厚さが、約1.5mmから約3.0mmに及び、

前記高分子中間層が、第1の厚さを持つ第1の縁および該第1の厚さより厚い第2の厚さを持つ、前記第1の縁と反対の第2の縁を有し、

該高分子中間層の厚さが、前記第1の縁で約0.4から約1.2mmである、ガラス積層構造体。

【請求項2】

自動車のフロントガラス、サンルーフまたはカバープレートである、請求項1記載のガラス積層構造体。

【請求項3】

前記内側ガラス板が、該内側ガラス板に波面が伝送されたときに、反射波面が伝送波面とは実質的に変わらないような最小の摂動を含み、該摂動が干渉縞のばらつきを含む、請求項1または2記載のガラス積層構造体。

【請求項4】

前記内側ガラス板に抜き取り線が実質的でない、請求項1から3いずれか1つに記載のガラス積層構造体。

【請求項5】

前記内側ガラス板が、Zygo NewView干渉計で測定して、約+0.089762μm未満かつ約-0.0505μm超の範囲の山から谷の表面粗さを有する表面摂動

を含む、請求項 1 から 4 いずれか 1 項記載のガラス積層構造体。